

厚生労働省告示第二百七十七号

厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>一・二（略）</p> <p>三 初期入院診療管理の基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 病名、症状、予定される検査の内容及びその日程並びに予定されるリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に關し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>四 重度療養管理に係る状態</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イハ（略）</p> <p>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>五 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 皮膚科又は形成外科を標ぼうしている病院又は診療所であること。</p> <p>ハ 重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。</p> <p>二（略）</p> <p>六〇十（略）</p> | <p>一・二（略）</p> <p>三 初期入院診療管理の基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 病名、症状、予定される検査及びリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に關し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>四 重度療養管理に係る状態</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イハ（略）</p> <p>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>五 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標ぼうしている病院又は診療所であること。</p> <p>ハ 重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。</p> <p>二（略）</p> <p>六〇十（略）</p> |